

自己破産した電気事業者Aとの契約への対応について

加藤 圭二

庄内川河川事務所 経理課（〒462-0052 名古屋市北区福德町5-52）

庄内川河川事務所では、電気事業者Aと契約を締結し、供給を受けてきたが、電気事業からの撤退により、履行不能届を提出してきたため、契約を解除した。その後、Aは、自己破産申請を行い、決定された。今回、契約書第15条第1項に定められた違約金が発生するが、一方、電気料の支払債務の両方が発生していた。また、Aは、金融機関Bに債権譲渡してきたが、契約書には譲渡禁止特約が設定されており、債務者（国）としては承諾していない。これら自己破産者への支払い債務等の対応について、経過を整理し、今後、同様な事例が発生した場合の対応に資する。

1. 電気事業者Aについて

平成19年設立。もともと、中国や南アジア、東南アジア諸国から外国人技能実習生の受け入れ等が主たる事業であったが、電力自由化の流れに伴い、平成21年に電力販売事業にも参入。当該事業が主力事業となる。その後、自治体及び公共機関等を相手に事業規模を拡大し、業界第6位になるまで躍進した。しかし、自前の発電設備を持たず電力会社や企業および自治体の余剰電力を購入し安価に再販売するシステムのため、次第に資金繰りが行き詰まり、電力購入料金や送電線利用料の支払が滞るようになった。平成28年2月24日、経済産業省に申請していた「小売電気事業者」の登録申請を取り下げ、電力販売事業を停止することを決定した。平成28年3月末時点での負債は約163億円。平成28年4月15日より破産手続きを開始。

2. 電気事業者Aとの電気供給契約

契約期間 平成27年 5月 1日～28年 4月30日。2月分および3月分の電気料の支払債務と契約書第15条第1項に定められた違約金債権が発生する。

3. 経緯

(1) 平成28年2月24日

電気事業者Aが、平成28年4月以降に電気事業から撤

退を決定。

(2) 平成28年2月29日

金融機関Bから電気料金の売掛債権を譲渡されたとの通知が届く。

(3) 平成28年3月2日

Aより2月分電気料金請求書が提出される。

(4) 平成28年3月3日

Aより契約履行不能届が提出される。

(5) 平成28年3月8日

Bより案内文「違約金や損害金がある場合は、電気料金から相殺する方法も可能であると考える。」

(6) 平成28年3月16日

Aに対し分任支出負担行為担当官（事務所長）名で3月31日24時をもって契約解除とする通知を発行。

(7) 平成28年3月18日

Aより契約解除受領書が提出される。同日付でAに対する債権発生通知書（違約金債権）を作成する。

(8) 平成28年4月1日

2月分電気料と違約金債権を相殺する。

(9) 平成28年4月5日

2月分電気料金の支払（相殺後の金額）。同日に3月

分電気料金明細書が提出される。

(10) 平成28年4月15日

Aが破産手続きに入る。同日付で電気料金明細書を受理し、支払書類作成。

(11) 平成28年4月20日

3月分電気料を東京法務局へ供託。

4. 問題点

(1) 債権譲渡と譲渡禁止条項

契約書第4条には「受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」という譲渡禁止の規定が設けられているが、それにもかかわらず、受注者Aは金融機関Bに対し、電気料金債権を対象に譲渡担保（債権など動産を対象する担保権）の設定を行い、Bはそれを実行した。このような契約条項違反の債権譲渡に対し、どのような対応を行うか。

(2) 供託について

供託とは、金銭や有価証券等を国の機関である供託所に提出して、その財産の管理を委ね、その供託所を通じて、それらの物を権利者に取得させることにより、債務の弁済等を達成するために設けられた制度である。

今回は、東京法務局に対して供託を行ったが、いかなる場合に供託を行うことが適切であるか。

5. 方針

(1) 契約についての方針

a) 契約の解除

契約書第14条第1項には「発注者は次の各号の一に該当する場合は、書面により通告し本契約の全部又は一部を解除することができる。」とあり、第2号には「発注者が、天災その他不可抗力の理由によらずに電力の供給を受注者が行う見込みがないと認めたとき。」と定められている。また、第15条第1項には「受注者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第11条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」とある。

これにより、違約金を請求することを相手方に伝えるとともに、契約履行不能届の受理、契約解除通知、契約解除通知受領書および違約金の債権発生通知等のやりとりをする。

b) 代替の需給契約

平成28年4月1日以降は、代替として電力会社Cとの1年間の契約手続きを進める。

c) 違約金の請求（契約書第15条）

2月分及び3月分請求額との相殺の選択もありうる。

(2) 電気事業者Aに対して

Aから履行不能届が提出され、契約書第14条第1項第2号に該当することから、すべての契約に対して契約解除通知を行い、契約書第15条第1項に定められた違約金が発生する一方、2月分および3月分の電気料支払義務がある。対応策として、2月分の電気料は違約金債権と相殺して残額を支払い、3月分の電気料は全額支払う。

b) 金融機関Bに対して

2月29日に、Bから債権譲渡通知および登記事項証明書が送達され、電気需給契約の売掛債権が譲渡された事実を知ったところであるが、契約書第4条には譲渡禁止の規定が設けられており、債務者としては当該債権譲渡について承諾していない。対応策として譲受人Bに対し、債権譲渡無効および支払い方法についての通知を行う。

c) 詳細

① 2月分電気料の請求書受理を3月7日（支払期限4月5日）、②違約金債権の発生および債権の調査確認を3月25日まで、③債権譲受人Bへの通知を3月30日、④契約解除は3月31日24時、⑤違約金債権の徴収決定、相殺請求書の送付〔事務所→会計課〕および相殺通知書の発送〔会計課→A〕を4月1日、⑥相殺通知書の送達確認を4月4日、⑦電気料（2月分）の支払いを4月5日とする。

(3) 3月分電気料支払いについて

3月分電気料の請求書を4月15日までに提出してほしい旨の通知文をAに提出したが、請求書の発行が遅れるか、または、振込口座が決まらない場合は東京法務局に供託することを決定する。それについて、A及びAの代理人弁護士および東京法務局に確認を取り、供託に向けて準備を進める。

6. 具体的な事務処理

(1) 2月分電気料について

請求書の受理を3月7日とし、負担行為決議書を作成する。違約金債権の債権発生通知書（3月17日付）および債権調査・確認回議書（3月25日付）を作成するが、徴收回議書は4月1日付けとする。本来は債権調査・確認と徴収は一体のものであるが、4月1日で相殺が発生することを前提にしたため、当該債権の発生年度は27年度であっても、歳入年度は28年度になるように処理をおこ

なった。4月1日付で「相殺請求書」を発行し、電気料から違約金を差し引いた額を振り込むよう処理を行った。当方のAに対する違約金債権（¥66,751）と、Aの当方に対する使用料債権（¥655,397）という二つの対立する債権が同時に存在したため、重複部分（¥66,751）を消滅させた。

相殺後の電気料金の振り込みは、Aが指定してきた金融機関Bの口座に振込を行った。これは、債権譲渡を受けたBが電気料金を支払うよう通知してきた口座と同一のものである。3月30日付のBに対する通知で、電気に対する支払い債務については、Aから提出された請求書に記載の口座Bに支払いをする旨意思表示をしていることによるものである。

債権譲渡については、前述のとおり契約書第4条に譲渡禁止の規定が設けられており、受注者であるAから権利譲渡の承認申請書の提出を受けておらず、また、発注者として譲渡通知書に記載されている受注者からのBへの権利譲渡を承認した事実も存在しないので、譲渡通知書に記載されている債権譲渡は無効と考えた。

(2) 3月分電気料について

4月5日以降Aに対し、3月分請求書をできるだけ早期に発行するよう働きかけてきたが、振込先の記載のない「電気料金明細書」は届いたものの、請求書本紙は4月15日までには届かなかった（破産管財人名義で4月下旬に到達）。決算への影響が懸念されることと、4月15日からAが破産手続きに入り事務処理の混乱・遅延が予想されたことから、3月分電気料金を東京法務局へ供託することを決定した。すでにAおよびAの代理人弁護士の承諾を取っており、Aと電気供給契約を締結しているいくつかの公共機関も供託を行っていたこともあり、4月22日払いを目標として手続きを進めた。

(3) その後

契約書第15条第2項には「違約金の額を超過する損害が生じた場合には、その超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。」とある。今回の場合、Aへの支払予定額と電力切替後の相手方への支払予定額との差額が違約金額を超えた場合、その超えた分が損害と考えられるが、違約金徴収済額を超える損害は発生していないため、庄内川河川事務所からAに対し損害賠償請求を行う事はなかった。

7. 論点

(1) 譲渡禁止特約と債権譲渡について

契約書第4条に債権譲渡禁止条項が設けられているが、2月29日付のBからの各事務所に送付された通知書には「AとBとの集合債権譲渡担保（債務者が有する、第三者に対する複数の債権を、一個の集合した債権として捉

え、これに担保を設定すること）契約書の約旨により、譲渡担保権を実行することとなり、Bが直接債権を回収することとなり」とあり、Aは金融機関Bから融資を受ける際に、電気料金債権に譲渡担保を設定したと考えられる。

Aの行為は契約書第4条のみならずいわゆる信義則（信義誠実の原則）当該具体的事情のもとで、相互に相手方の信頼を裏切らないよう行動すべきであるという法原則）に反する行為と言わざるを得ないが、Aとしては売掛金債権に譲渡担保を設定しなければ、Bから融資を受けられなかつた、という事情が存在する。また、金融実務の世界では広く用いられている手法でもある。

民法第466条には第1項「債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。」第2項「前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。」とあり、また、近年の判例において譲渡禁止特約のある債権でも、法律上直ちに効力が否定されるとは限らず、善意の債権譲受人を保護する判決(i)も出ている。

D地方整備局管内においても、Aとの電気供給契約で同様の問題が生じたが、D地方整備局側が債権譲渡を承諾し、相殺した額をBに支払った。

中部地方整備局は、契約書4条に基づき当該譲渡担保は無効である、という見解を示したが、支払口座については債権者であるAの指定する口座に振り込む、という形を取った。

債権譲渡を承諾するという考え方もあるが、金融機関Bが、譲渡禁止条項について善意であるか悪意であるか不明であり、また、Aに債権を有する金融機関は、B以外にも複数存在すると考えられ、問題となる電気料金債権も複数の譲渡担保が設定されていることが考えられるので、債権をめぐる紛争に巻き込まれることを回避する意味でもあった。

(2) 供託について

民法第494条には「債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。」と定められている。また、弁済供託の定義には「地代・家賃等の金銭を支払わなければならない者が、その弁済をしようとしても、債権者がその受領を拒んだり、債権者の住所が不明であったり、債権者が死亡しその相続人が不明である等弁済者の不注意によらずして債権者をはつきり知ることができなかつたりしたために弁済できないときに、支払うべき金銭を供託所に供託して、債務を免れるものである。」とある。

言い換えば「受領拒否」「受領不能」「債権者不確

知」等の理由があれば供託を行うことができる。

3月分の電気料に関して、Aは「電気料金明細書」という書類を提出してきたが、その書類には確定済の使用料・金額は記載されているが、振込先が明示されていなかった。債権譲渡については承諾していないため、債権者はあくまでAであるというスタンスであったが、金融機関Bからは「債権譲渡を受け債権譲渡登記も具備している」旨の通知を受けていたため、「債権者不確知」として供託を行った。

なお、Aと電気供給契約を結んだ他の機関は、金融機関Bが債権譲渡禁止特約について、善意か悪意か不明であるとして、「債権者不確知」を原因とする供託を行ったところもある。

また、電気供給に限らず、契約の相手方に複数の債権譲受人が存在し、特定の口座に支払うことがトラブルにつながるおそれがある場合は、「債権者不確知」を原因とする供託を行うことも可能であると解される。

8. 今後、類似の事例が発生した場合の対応

(1) 契約の受注者について経営不安の情報が流れたとき

当該情報について、受注者に真偽を確認するとともに、工期末までの契約を履行することが可能か否か確認する。ただし、受注者が履行可能である、と主張しても時間の経過とともに履行不能の状態に陥る事もありうるので注意が必要である。

(2) 履行不能の場合

「受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」という譲渡禁止特約は電気供給契約のみならず、他の請負契約の契約書にも存在するが、受注者が発注者に対して有する代金債権について、発注者の承認を得ずに為された譲渡担保の設定や債権譲渡の事実が存在するか否か確認する必要があるのではないか。

譲渡担保の設定や債権譲渡の事実が存在する場合は、譲渡の相手方が単独か複数かという点も確認しなければならない。受注者が金策に追われている場合は、なりふり構わない行動に出ることも予想されるため注意を要する。

複数の譲渡担保であれば最初に実行した者が弁済を受ける権利を取得し、後順位の者は譲渡担保を実行することができない（最高裁判例ⁱⁱ）。先の事例で複数の譲渡担保が設定されていても、金融機関Bからの請求のみが法的に認められる。その場合は今回の事例のように、譲渡禁止特約を主張しつつ、受注者に支払先の判断を委ねる手法が妥当である。

問題は通常の債権譲渡が複数の相手方になされた場合である。複数の債権譲受人から請求があることが予測さ

れるため「債権者不確知」を原因とする供託で対応するのが妥当である。破産手続きが開始されれば相殺できない場合があるので注意が必要である。

(3) 地整間での情報共有

今回の事案では、中部地方整備局とD地方整備局で異なる対応が見られた。中部地方整備局は、譲渡禁止特約に反する債権譲渡を無効であるとし、D地方整備局では、相手方から相殺を承諾することを前提とした「債権譲渡承認申請書」の提出を受け、債権譲渡を承認した。Aのような全国規模の事業者を相手にする場合、各地域により事情が異なることが考えられるので、整備局間の情報共有が重要である。

(4) 相殺について

相殺は、当事者間に同種の債権債務が対立して存在することが必要となる。債権管理法第22条には第1項「歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、法令の規定により当該債権と相殺することができる國の債務があることを知ったときは、直ちに、当該債務に係る支払事務担当職員に対し、相殺をすべきことを請求しなければならない。」第二項「支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があつたときその他法令の規定により当該債権と相殺することができる國の債務があることを知ったときは、遅滞なく相殺するとともに、その旨を当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない」とあり、債権の迅速・的確な処理を図るために広く行われている。今回、発注者が有する違約金債権と、受注者が有する代金債権が同時に存在、重複部分を相殺した。

(5) 供託について

今回の事案では、債権者はあくまでAであるというスタンスであるが、対抗要件（登記）を具备した「債権譲受人」Bの存在もあったため、「債権者不確知」を理由とする供託の措置を取ったが、前述にあるとおり、受注者からの債権譲渡が複数の相手方になされた場合、複数の債権譲受人から請求で混乱が予測される場合は、「債権者不確知」を原因とする供託で、対応可能と考えられる。事案および状況によって「受領不能」「受領拒否」「債権者不確知」等の理由を使い分けて速やかに発注者側が支払債務を免れることが重要と考える。

9. 最後に

企業の倒産件数は、ここ数年減少傾向にあるが、それでも名のある企業の経営破綻のニュースは無くならない。

Aも破産手続きの数ヶ月前までは、事業規模を拡大していた。順調なように見えて、突然危機が表面化して破綻する例も多い。しかも破綻した企業は予測のつかない動きをすることもある。

今後、今回の事例よりもさらに複雑な経過をたどる事案も出現する可能性も否定できない。

組織の力と会計業務に携わる職員の叡智を結集して、これから発生しうる難問に対応していかなければならぬ。その際に、今回紹介した事例等の経験・知識およびそれをもとにした応用力も難問を解決する鍵である。

参考文献

- 1) i 善意の債権譲受人を保護する判決 最高裁判例 昭和48年7月19日 民集27巻7号823頁
- 2) .ii 最高裁判例 平成18年7月20日 民集60巻6号2499頁